

新旧対照表

高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金実施要領

改正後	改正前
第 1 (略) 第 2 新規漁場における養殖実施計画について 1 計画書の作成 補助事業者は、新規漁場において養殖を<u>開始している又は</u>開始しようとする者に対し、別記第 1 号様式により計画書を作成させ、知事に提出するものとする。 2 計画の達成状況の報告 (1) (略) (2) 計画は、計画書に記載されたものと同等の規模の小割が導入され、計画書に沿ったマーケット・イン型養殖業の実現に向けた取組が行われた場合に、達成したものとする（マーケット・イン型養殖業の定義は、交付要綱別表第 1（第 3 条関係）<u>※3</u>（ウ）a のとおり）。 (3) ～ (4) (略) 第 3 補助金の交付の条件について 新規漁場において養殖を<u>開始している又は</u>開始しようとする者は、計画又は改善計画を達成しなければならない。 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。</u>	第 1 (略) 第 2 新規漁場における養殖実施計画について 1 計画書の作成 補助事業者は、新規漁場において養殖を開始しようとする者に対し、別記第 1 号様式により計画書を作成させ、知事に提出するものとする。 2 計画の達成状況の報告 (1) (略) (2) 計画は、計画書に記載されたものと同等の規模の小割が導入され、計画書に沿ったマーケット・イン型養殖業の実現に向けた取組が行われた場合に、達成したものとする（マーケット・イン型養殖業の定義は、交付要綱別表第 1（第 3 条関係）<u>※4</u>（ウ）a のとおり）。 (3) ～ (4) (略) 第 3 補助金の交付の条件について 新規漁場において養殖を開始しようとする者は、計画又は改善計画を達成しなければならない。 附 則 (略)

改正後				改正前					
別記				別記					
第 1 号様式				第 1 号様式					
新規漁場における養殖実施計画				新規漁場における養殖実施計画					
借 受 者				借 受 者					
現 状				現 状					
事業内容	漁場の位置		小割の規模		事業内容	漁場の位置		小割の規模	
			直径（1 辺）の長さ： メートル					直径（1 辺）の長さ： メートル	
			小 割 の 深 さ： メートル					小 割 の 深 さ： メートル	
	(免許番号：区第 号)		小 割 の 台 数： 台			(免許番号：区第 号)		小 割 の 台 数： 台	
	養殖魚種		活け入れ尾数の見込み 1 年間の生産額の見込み			養殖しようとする魚種		活け入れ尾数の見込み 1 年間の生産額の見込み	
			千尾／台／年 億円					千尾／台／年 億円	
	マーケット・イン型養殖業の実現に向けた取組の内容					マーケット・イン型養殖業の実現に向けた取組の内容			
第 2 号様式（略）				第 2 号様式（略）					